

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費（次に掲げるものを除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p><u>(1) 県内に事業所を有しない者に支払う工事請負費又は委託費（対象経費とすることが適当であると知事が認めたものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 人件費その他の経費で知事が別に定めるもの</u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費（<u>人件費その他の経費で知事が別に定めるものを除く。</u>以下「対象経費」という。）とする。</p>
<p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第2項に規定する総合事務所及び同条例第6条第2項に規定する農林事務所の長（以下「所長」という。）</u>は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする。</p>	<p>(最低保証額)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする。</p>
<p>(調整交付額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 各市町村の調整交付額（以下「個別調整交付額」という。）は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して<u>所長</u>が決定した額とする。</p>	<p>(調整交付額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 各市町村の調整交付額（以下「個別調整交付額」という。）は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して<u>総合事務所長</u>が決定した額とする。</p>
<p>(年度事業実施予定調書)</p> <p>第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長</p>	<p>(年度事業実施予定調書)</p> <p>第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長</p>

は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付申請）

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付決定）

第8条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。

2 略

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（調整交付額に係る本交付金の交付申請）

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号（当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号）による申請書を所長に提出しなければならない。

（調整交付額に係る本交付金の交付決定）

第10条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定（本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（交付決定に係る対象事業等の変更等）

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該交付決定に係る本交付金の交付額（次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。）を超えない範囲内において、所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。

は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書（様式第1号）を総合事務所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付申請）

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

（最低保証額に係る本交付金の交付決定）

第8条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。

2 略

3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（調整交付額に係る本交付金の交付申請）

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号（当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号）による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

（調整交付額に係る本交付金の交付決定）

第10条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定（本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 略

3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

（交付決定に係る対象事業等の変更等）

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該交付決定に係る本交付金の交付額（次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。）を超えない範囲内において、総合事務所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことが

2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額（以下「交付不要額」という。）があるときは、所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。

3 交付決定市町村長は、所長から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知（交付不要額がないときは、その旨の通知）をするものとする。

（最低保証額に係る本交付金の概算払）

第13条 所長は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に2分の1を乗じて得た額を上限として、その年度の12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法によりその年度の12月末日までに本交付金を支払うものとする。

2 略

（実績報告）

第14条 交付決定市町村長は、その年度の3月末日までに、様式第4号による報告書を所長に提出しなければならない。

（審査及び検査）

第15条 所長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。

（交付金の額の確定）

第16条 所長は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認められたときは、その年度の翌年度の4月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。

2 所長は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。

（本交付金の精算払）

第17条 所長は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額（以下「確定額」という。）から第13条第1項の

できる。

2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額（以下「交付不要額」という。）があるときは、総合事務所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。

3 交付決定市町村長は、総合事務所長から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知（交付不要額がないときは、その旨の通知）をするものとする。

（最低保証額に係る本交付金の概算払）

第13条 総合事務所長は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に2分の1を乗じて得た額を上限として、その年度の12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法によりその年度の12月末日までに本交付金を支払うものとする。

2 略

（実績報告）

第14条 交付決定市町村長は、その年度の3月末日までに、様式第4号による報告書を総合事務所長に提出しなければならない。

（審査及び検査）

第15条 総合事務所長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。

（交付金の額の確定）

第16条 総合事務所長は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認められたときは、その年度の翌年度の4月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。

2 総合事務所長は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。

（本交付金の精算払）

第17条 総合事務所長は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額（以下「確定額」という。）から第13条

<p>規定による本交付金の概算払の額（以下「概算額」という。）を差し引いた額（以下「差引額」という。）が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。</p> <p>（財産の処分の制限）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、<u>所長</u>の承認を受けなくて、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（収益納付）</p> <p>第19条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、<u>所長</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>所長</u>がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。</p>	<p>第1項の規定による本交付金の概算払の額（以下「概算額」という。）を差し引いた額（以下「差引額」という。）が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。</p> <p>（財産の処分の制限）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、<u>総合事務所長</u>の承認を受けなくて、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（収益納付）</p> <p>第19条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、<u>総合事務所長</u>にその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>総合事務所長</u>がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定する事業について適用し、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。